

財務省告示第六十二号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六條第一項の規定に基づき、平
 成十七年二月二十一日に発行する利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 谷垣 禎一

一	名称及び記号	利付国庫債券（二年）（第二百二十九回）
二	発行の根拠	国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五條第一項
三	法律及びその条項の適	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替
四	発行方法	日本郵政公社による国債の募集の取扱い及び取得による発行
五	発行額	千二百億円
六	払込金額	千二百億三千六百万円
七	最低額面金額	五万円
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。
九	発行日	平成十七年二月二十一日
十	募集の価格	額面金額百円につき百円三銭
十一	利率	一年
十二	経過利率の払込み	（一）日本郵政公社総裁は、払込金額に加えて、次の算式により算出した金額を第十九号に規定する期日に払い込むものとす。

十 十
九 八

払 募
込 集
期 期
日 間

平 七 平
成 年 成
十 二 十
七 月 七
年 十 年
二 五 二
月 日 月
二 ま 一
十 で 日
一 から
日 平
成
十